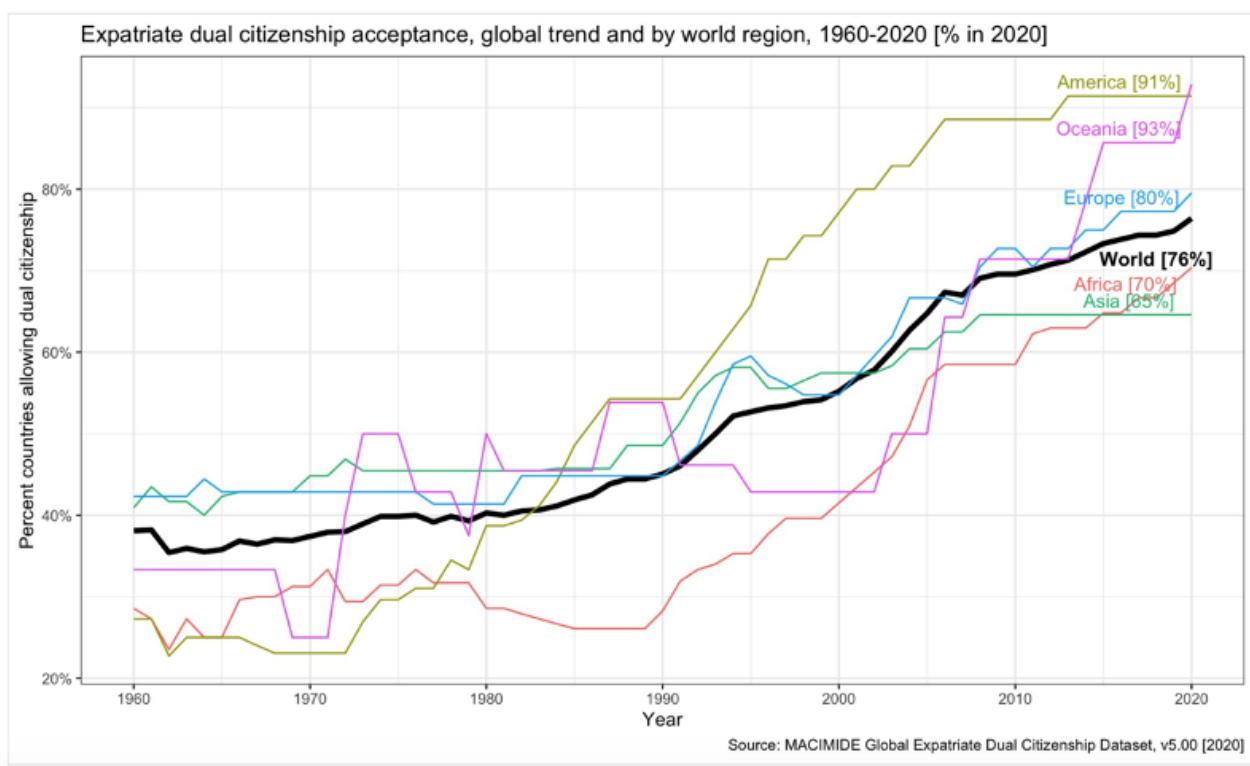


資料 4 国籍法 11 条 1 項と現実社会

③世界の中の複数国籍

1 世界の 77% 超の国が複数国籍に寛容・肯定的



<https://macimide.maastrichtuniversity.nl/dual-cit-database/>

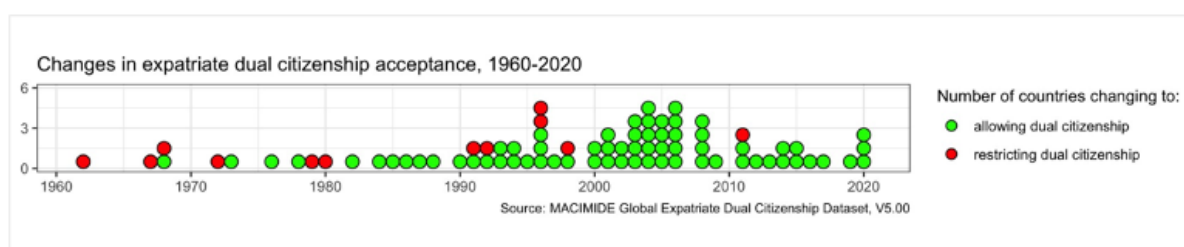
自国民が自発的に他国の国籍（市民権）を取得した場合（複数国籍を最も容易に防止できる場面）に自動的に原国籍を失わせない国（複数国籍に肯定的な国）の増加傾向（2020 年まで）。

1960 年には、複数国籍に対する否定的なアプローチの国が 62%。

2020 年には、76.9%（150 カ国）が肯定的。否定的なのは日本を含めて 45 カ国のみ。

2024 年には、ドイツの国籍法改正で 77% 超（151 カ国）が肯定的となった。

（菅原真『「『国籍唯一の原則』の再検討』——MACIMIDE の調査結果にみる重国籍容認国の国際的拡大——』（2023 年）、甲 122）



外国国籍を志望取得した場合の原国籍の扱い（2024年2月）（A：国籍法抵触条約の批准の有無（1999年6月30日）、B：欧州国籍条約の批准の有無（2023年2月3日））

自動喪失の国			非自動喪失の国									
			国籍放棄可能									国籍放棄不可能
	A	B		A	B		A	B		A	B	
アンドラ			アフガニスタン			ドイツ ※6		批准	ペルー			アルゼンチン ※7
オーストリア ※1		批准	アルバニア		批准	ギリシア			フィリピン			コスタリカ
バングラデシュ			アルジェリア			グレナダ			ポーランド	批准		ドミニカ共和国
ブータン			アンゴラ			ギニアビサウ			ポルトガル		批准	エクアドル ※8
ボツワナ			アンティグア・バーブーダ			ガイアナ			ルーマニア		批准	エリトリア
ブルネイ			アルメニア			ハンガリー		批准	ロシア			ガテマラ
カメルーン			オーストラリア	批准		アイスランド		批准	ルワンダ			ハイチ
中央アフリカ共和国			アゼルバイジャン			イラン			セントキッツ・ネイビス			ホンジュラス
中国			バハマ			イラク			セントルシア			メキシコ
コンゴ民主共和国	批准		バーレーン			アイルランド			セントビンセント及びグレナダ			モロッコ
コートジボアール			バルバドス			イスラエル			サモア			ニカラグア
キューバ			ベラルーシ			イタリア			サンマリノ			ニジェール
赤道ギニア			ベルギー	批准		ジャマイカ			サントメプリンシペ			パナマ
エストニア			ベリーズ			ヨルダン			サウジアラビア			カタール
エチオピア			ベニン			ケニア			セルビア			トンガ
ギニア			ボリビア			キリバス	批准		セイシェル			チュニジア
インド ※2	批准		ボスニア・ヘルツェゴビナ		批准	キルギスタン			シエラレオネ			ウルグアイ
インドネシア			ブラジル	批准		ラオス			シンガポール			バチカン
日本			ブルガリア		批准	ラトビア			スロベニア			イエメン
カザフスタン			ブルキナファソ			レバノン			ソロモン諸島			
クエート			ブルンジ			レソト	批准		ソマリア			
リベリア	批准		カンボジア			リヒテンシュタイン			南スーダン			
リビア			カナダ		※5	ルクセンブルグ		批准	スーダン			
リトアニア			カボベルデ			マケドニア		批准	スワジランド	批准		
マダガスカル			チャド			マラウィ			スウェーデン	批准	批准	
モーリタニア			チリ			マレーシア			スイス			
モナコ	批准		コロンビア			モルジブ			シリア			
ミャンマー	批准		コモロ			マリ			台湾			
ネパール			コンゴ共和国			マルタ	批准		タジキスタン			
オランダ ※3	批准	批准	クロアチア			マーシャル諸島共和国			東チモール			
北朝鮮			キプロス	批准		モーリシャス	批准		トーゴ			
パキスタン	批准		チェコ共和国		批准	ミクロネシア			トルコ			
パプアニューギニア			デンマーク		批准	モルドバ		批准	トルクメニスタン			
セネガル			ジブチ			モンゴル			ツバル			
スロバキア		批准	ドミニカ			モンテネグロ		批准	ウガンダ			
南アフリカ			エジプト			モザンビーク			ウクライナ		批准	
韓国			エルサルバドル			ナミビア			イギリス	批准		
スペイン ※4			フィジー	批准		ナウル			米国			
スリランカ			フィンランド		批准	ニュージーランド			ウズベキスタン			
スリナム			フランス			ナイジェリア			バヌアツ			
タンザニア			ガボン			ノルウェー	批准	批准	ベネズエラ			
タイ			ガンビア			オマーン			ベトナム			
トリニダードトバゴ			ジョージア			パラオ			ザンビア			
U A E			ガーナ			パラグアイ			ジンバブエ	批准		

※1 オーストリア（事前の「国籍保持の承認」による例外規定があり、帰化する前に申請し、「国の利益」になるか、「私生活および家族生活において特に国籍を保持するに値する事由がある」と判断されれば、また、未成年者は子どもの最善の利益のために、他国に帰化しても、オーストリア国籍の保持を認めている。）

※2 インド 他国の国籍を取得してインド国籍がなくなっても「海外インド市民権」「Overseas Citizenship of India」（OCI）を取得して在外インド国民とほぼ同様の恩恵を受けることができるほか、OCI保持者のインド国籍再取得の特例がある。

※3 オランダ（例外：他の国籍の国で生まれた場合（他の国籍を取得する際には、その国に住んでいる必要がある）。 他国の国籍の国で18歳になる前に5年以上連続して居住したことがある場合。他の国籍の人と結婚している場合。）

※4 スペイン（例外：イベロアメリカの国、インドラ、フィリピン、赤道ギニア、ポルトガルの国籍を取得しても、出生によるスペイン国籍を自動的喪失しない。相手国と戦争になってもスペイン国籍は喪失しない。さらに、2003年からは、二重国籍者は、外国籍を取得した瞬間から3年以内にスペイン国籍を保持する旨の意思表示をすることで、スペイン国籍の喪失を回避できるようになった。また、市民登録所でスペイン国籍を申告することで、国籍の喪失を防ぐことができる。）

※5 カナダ 国籍法抵触条約を1996年に脱退。 ※6 ドイツ 2024年1月、市民権法改正が議会で可決され、非自動喪失の国になった（従前も自動喪失の例外はあった。）

※7 アルゼンチン （例外：アルゼンチンへの帰化者） ※8 エクアドル（例外：エクアドルへの帰化者）

■ 原告代理人が、①Vink, Maarten; De Groot, Gerard-Rene; Luk, Ngo Chun, 2015, “MACIMIDE Global Expatriate Dual Citizenship Dataset”, doi:10.7910/DVN/TTMZ08, Harvard Dataverse, V5 [2020]. ②<https://www.refworld.org/docid/3ae6b3b00.html> ③<https://www.coe.int/en/web/conventions/full-list?module=signatures-by-treaty&treaty-num=166> 及び菅原真『「『国籍唯一の原則』の再検討」——MACIMIDEの調査結果にみる重国籍容認国の国際的拡大——』2023年（甲216）、④ドイツ政府のウェブサイト及び報道を元に作成。

2 必然的に生じる複数国籍

(1) 「主権尊重の原則」(「国内管轄の原則」)

国籍立法に関する国際法上の原則。

いかなる国も、自国の「対人主権の範囲を画するもの」として自国の国籍の得喪に関する定めを設けることはできても、他国の「対人主権の範囲を画するもの」である他国の国籍の得喪に関する定めを設けることはできない(甲 156、甲 14、甲 44 等)。生地主義と血統主義の同時適用、血統主義と血統主義の同時適用など、主権尊重の原則の結果として、複数国籍は必然的に生じる。

(2) 複数国籍の防止・解消を徹底しようとするとは他国の国籍法の奴隷になる

複数国籍の防止・解消を徹底しようとする、外国から国籍を与えられた自国民の国籍を剥奪することが必要。それは外国法の奴隷になること。

1898 年、梅謙次郎委員の発言(法典調査会速記録 42 頁、甲 22)

「復国籍又ハ無国籍ト云フコトハ全ク避ケルコトハ出来ナイ全ク避ケルコトニ為レハ日本ノ法律カ外國ノ法律ノ奴隷ニ為ラナケレハナラヌ」